扶養認定・削除に必要な書類　具体例

異動届と併せて提出が必要な書類についてご案内いたします。

※(写)と記載のないものは原本の提出をお願いします。

※必要に応じて下記以外の書類の提出を求める場合があります。

※不明点等ございましたら、業務部(03-3666-8842)までご連絡ください。

扶養認定

※被保険者と別居されている方は3ページの”被保険者と別居の場合”欄の必要書類もご提出ください。

認定対象者の状況	必要書類
退職をして、 その後無職	○雇用保険未加入 □扶養証明書 □雇用保険未加入であることが記載された退職証明書or源泉徴収票(写)等退職日がわかるもの **※退職証明書以外の書類を提出の場合は、直近の給与明細書(写)も併せてご提出ください。**
	○雇用保険加入
	●基本手当(失業給付)を受給しない □扶養証明書 □離職票1・2(写) **※離職票の交付を希望しなかった場合、□雇用保険資格喪失確認通知書(写)** □雇用保険基本手当(失業給付)受給権放棄に伴う誓約書
	●基本手当(失業給付)を受給予定 □扶養証明書 □離職票1・2(写)or雇用保険受給資格者証(両面写) ※基本手当の日額が3,612円以上(60歳未満)又は5,000円以上(60歳以上又は障害のある方)の場合、受給が開始されるまでの期間の認定となり、受給開始後、**扶養削除の手続きも必要**となります。 **該当される方は4ページ”扶養削除”欄を確認の上、必ず扶養削除の手続きを行ってください。**
	●基本手当(失業給付)の受給が終了した □扶養証明書 □**支給終了の印字のある**雇用保険受給資格者証(両面写)
契約変更により 健康保険の資格を 喪失した	□扶養証明書 □資格喪失証明書 □契約変更後の雇用契約書(写) □契約変更後、3ヶ月分の給与明細書(写)(後日提出) **※雇用保険の資格も喪失した場合、上記”基本手当(失業給付)を受給しないor受給予定”の必要書類も併せてご提出ください。**

前年度も現在も収入がない ※被保険者の資格取得と 同時の申請であれば添付不要	□収入確認書類(3ページ参照) □扶養証明書
パート・アルバイトをしている ※全日制の学生の場合は添付不要	
年金の受給がある	

扶養認定

※被保険者と別居されている方は3ページの”被保険者と別居の場合”欄の必要書類もご提出ください。

認定対象者の状況	必要書類
結婚をした	□扶養証明書 □婚姻届受理証明書 □収入確認書類（3ページ参照）
子どもを扶養する	○出生による 必要書類なし。但し、**配偶者を扶養していない場合、異動届の年間収入をご記入ください。** **※名字が違う等、続柄が判断できない場合、□世帯全員の住民票or母子手帳（写）**
	○出生以外の事由 ●全日制の学生（中学生以下の場合は不要です。） □扶養証明書 □在学証明書
	●夜間等、全日制以外の学生 □扶養証明書 □収入確認書類（3ページ参照）
	●配偶者より収入が多くなった □扶養証明書 □配偶者の直近1ヶ月分の給与明細（写）or源泉徴収票（写） **※配偶者の退職による場合、□資格喪失証明書も併せてご提出ください。**
	●結婚し、配偶者の子どもの認定 □扶養証明書 □世帯全員の住民票 □収入確認書類（子ども）（3ページ参照） **※配偶者を扶養しない場合、異動届の年間収入のご記入と** **□配偶者の直近1ヶ月分の給与明細（写）or源泉徴収票（写）をご提出ください。**
	●離婚し、前配偶者の子どもの認定 □扶養証明書 □資格喪失証明書 □世帯全員の住民票 □収入確認書類（子ども）（3ページ参照）
	●子どもが退職をした **”退職をして、その後無職”欄の必要書類をご提出ください。**
	●養子縁組をした □扶養証明書 □戸籍謄本or養子縁組受理証明書 □収入確認書類（子ども）（3ページ参照）

扶養認定

※被保険者と別居されている方は下段”被保険者と別居の場合”欄の必要書類もご提出ください。

認定対象者の状況	必要書類
個人事業主、不動産収入、 株収入等がある	□直近の確定申告書（写） □経費明細書（収支内訳書等） ※経費として認められるのは直接的な必要経費のみとなります。 （税法上の経費とは異なります。） ※事業開始後1年を満たない場合は初回の確定申告後に認定審査となります。 ※事業内容、形態、規模により個々に判断となりますので当組合へご連絡ください。
個人事業を廃業した	□扶養証明書 □税務署等の受理印が押された廃業届（写）
障害のある方	□扶養証明書 □障害者手帳（写） □収入確認書類（下段”収入確認書類について”欄を参照）
父親（母親）又は両親を扶養する	□扶養証明書 □世帯全員の住民票 □収入確認書類（下段”収入確認書類について”欄を参照）

収入確認書類について

認定対象者の状況	必要書類
1年以内に退職をしている	**”退職をして、その後無職”欄**の必要書類をご提出ください。
前年度も今年度も収入がない	□直近の非課税証明書
収入がある	□直近3ヶ月分の給与明細書（写） ※仕事を始めたばかりで、給与明細書を用意できない方は **□雇用契約書（写）or労働条件通知書（写）**を提出いただき、 **後日、3ヶ月分の給与明細書（写）**をご提出ください。
年金の受給がある	□直近の年金振込通知書（写）or年金決定通知書（写）

被保険者と別居の場合

被保険者と別居の事由	必要書類
人事異動により単身赴任	□単身赴任証明書
通学のため	□在学証明書 □認定対象者の世帯全員の住民票 ※住民票を移していない場合は**賃貸契約書（写）or入寮証明書（写）**をご提出ください。
療養・介護施設等に入所	□入所証明書（写）
その他	□認定対象者の世帯全員の住民票 □送金証明3ヶ月分 ※世帯全員の住民票に扶養認定していない扶養義務者がいた場合、 その方の収入確認書類も必要となります。 ※送金証明は振込人、受取人、振込日、振込金額のわかる書類（振込明細書等）を ご提出ください。手渡しは認められません。 ※被保険者と名字が違う場合、続柄の確認のため、**戸籍謄本**も加えてご提出ください。

海外に居住する被扶養者の場合

※下記の国内居住要件の例外に該当しない場合は被扶養者として認められません。

※扶養状況に応じ、送金証明が必要な場合もあります。

国内居住要件の例外となる場合	必要書類
1. 外国において留学をする学生	□扶養証明書 □ビザ(写)・学生証(写)・在学証明書(写)・入学証明書(写)いずれか1点 □前記書類の和訳(翻訳者の住所・氏名を明記)
2. 外国に赴任する被保険者に同行する者	□扶養証明書 □ビザ(写)or海外赴任辞令(写) □前記書類の和訳(翻訳者の住所・氏名を明記)
3. 観光、保養又はボランティア活動 その他就労以外の目的で一時的に 海外に渡航する者	□扶養証明書 □ビザ(写)orボランティア派遣期間の証明等 □前記書類の和訳(翻訳者の住所・氏名を明記)
4. 被保険者が外国に赴任している間に 当該被保険者との身分関係が生じた者	□扶養証明書 □出生証明書(写)or婚姻証明書(写) □前記書類の和訳(翻訳者の住所・氏名を明記)
5. 1.～4.までに掲げるもののほか、渡航目的 その他の事情を考慮して日本国内に 生活の基礎があると認められる者	個別に判断いたしますので当組合業務部までご連絡ください。

扶養削除

異動届と併せて提出が必要な書類についてご案内いたします。

※当組合の保険証・高齢証・資格確認書のご返却もお願いします。

削除事由		扶養状況変更日	必要書類
就職をし、新たに健康保険組合等に加入		新たに加入した健康保険組合等の資格取得日	
雇用契約の変更等により、年収見込額が基準額以上となる ※雇用契約の変更等で、就職となった場合は”就職をし、新たに健康保険組合等に加入”の欄を参照		雇用契約が変更となった日	
基本手当(失業給付)の受給が開始となり、 基本手当の日額が**3,612円以上(60歳未満)** 又は**5,000円以上(60歳以上又は障害のある方)**		基本手当(失業給付)の受給開始日	□受給開始日の記載のある 雇用保険受給資格者証(両面写)
後期高齢者	75歳到達	75歳の誕生日	
	後期高齢者医療広域連合の障害認定	障害認定日	□認定日の分かる書類(写) (資格情報のお知らせ等)
別居により	生計維持関係がなくなった	別居を始めた日	
	被扶養者の認定条件を満たさなくなった		
死亡による		死亡日の翌日	
離婚による ※離婚前に別居を始め、生計維持関係が無くなっている場合 ”別居により生計維持関係がなくなった”の欄を参照		離婚日	
収入が配偶者の方が高くなり、子どもの扶養を異動する			
○配偶者の健康保険組合等に既に扶養認定されている		扶養認定日	□資格確認書(写)or資格情報のお知らせ(写)
○配偶者の健康保険組合等にまだ扶養認定されていない		事実が判明した日	